

告 示

埼玉県告示第五百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、嵐山南部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年五月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	長嶋 克枝	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形九百九十三番地